

喫煙可能室の届けについて（飲食店）

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。

望まない受動喫煙の防止を図るため、2020年4月1日から飲食店等なども

「原則 **屋内禁煙**」となります！！ 屋内での喫煙を可能とするには、喫煙室の設置などが必要です。

なお一定の条件を満たす既存の小規模飲食店は、喫煙室を設けず店内で喫煙することが可能となります。この場合、飲食等のサービスの提供が可能な喫煙室（喫煙可能室）を設置する ※¹ 保健所への届出と※² 指定書類を備えておくことが必要です。

◎届出の際に、ご自分の店舗について以下の点を確認し、☑をお願いします。

《 喫煙可能室の設置要件 》

- ①令和2年4月1日時点で、営業している店舗 である。
- ②客席面積100平方メートル以下 である。（ 平方メートル）
- ③資本金または出資総額が5,000万円以下 である。
- 上記②客席面積が分かるもの（店舗図面等）と
③資本金または出資総額に係る資料（資本金額や出資総額が記載された登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット等）を保管している

《 喫煙可能室における技術的基準 》

【店内の全部を喫煙可能室（店）とする場合】

- 喫煙可能室の外（店外）に、たばこの煙が流出しないよう、壁・天井等により区画されている

【店内の一部に喫煙可能室を設置】

- 喫煙可能室の外に、たばこの煙が流出しないよう、壁・天井等により区画されている
- 出入口において、喫煙室の外側から内側に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上である
- たばこの煙が屋外または外部の場所に排気されていること

《 喫煙可能室の設置に係る管理権限者の責務 》

- 喫煙可能室には、20歳未満の者（客・従業員等）が立ち入ることはない
 - 「喫煙可能室（※喫煙室用）」、「喫煙可能室設置施設（※施設出入口用）」の標識を掲示した
 - ① 「喫煙可能室標識」
 - ・当該場所が喫煙をすることができる場所である旨
 - ・当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨
 - ② 「喫煙可能室設置施設」
 - ・喫煙可能室が設置されている旨
- ※厚労省 HP からダウンロードできます
なくそう！望まない受動喫煙
- ※店舗の全部を喫煙可能室とした場合： 店舗出入口に「喫煙可能店」の標識掲示をする。
- 広告や宣伝をするときには、喫煙可能室を設置していることを明示しなければならない

（※1）届出書等について

①届出書の様式や記載例

- ・福島県健康づくり推進課 HP からダウンロードできます。
- ・県北保健福祉事務所健康増進課（2F）の窓口でお渡しもできます。

②提出先

- ・県北保健福祉事務所健康増進課（2F）の窓口（※所在地が福島市の場合は福島市保健所）
- ・県北保健福祉事務所健康増進課へ郵送（※この用紙下段に届出住所記載）

③届出事項に変更があった場合

- ・変更届出もしくは廃止届出を行う必要があります。その際には、変更の事実を証明する書類も必要です。☞（上記①②参照）

（※2）指定書類

①床面積に係る書類（客席面積が分かるもの）： 店舗図面等

- ・「客席」とは、客に飲食させるために客に利用させる場所（店舗全体のうち、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等を除いた部分を指す。

②資本金または出資総額に係る資料：

- ・資本金額や出資総額が記載された登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット等



◇ 問い合わせ・届出先 ◇

県北保健福祉事務所 健康増進課 電話：024-534-4161（平日8:30~17:15）
〒960-8012 福島市御山町8番30号